

3 清明中学校いじめ防止基本方針（骨子）

《指導体制》

- (1) いじめの未然防止のため、いじめ問題の重要性を教職員が認識し、校長を中心に「いじめ問題対策委員会」を常設して、いじめを見逃さない学校づくりの体制を確立する。

「いじめ問題対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、カウンセリング指導員、教務主任、
学年主任(1～3年)、養護教諭、関係教職員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、いじめ対策ソーシャルワーカー、巡回型スクールソーシャルワーカー 等

- (2) いじめの発覚や訴えがあったとき、及びいじめ行為が疑われるとき、校長は迅速にいじめ問題対策委員会を開催する。召集するメンバーは、いじめ問題対策委員会の構成員の他に、関係する教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、校長が必要と判断した関係者を加えるものとする。また、いじめ問題対策委員会を開催する場合、校長は黒部市教育委員会に一報を入れる。
- (3) 年度当初に全教職員を対象とした、いじめの態様の特質や原因や背景、指導上の留意点について共通理解を図る研修会を実施する。
- (4) ケースによっては、早い段階で黒部市教育委員会、こども支援課、警察や児童相談所等の外部機関とも情報を共有し、連携してチームで早期解決するように努める。
- (5) 保護者や地域の関係団体とともに、いじめ問題について話し合う機会をつくり、広く連携していじめ防止を推進する。

《未然防止の基本方針》

- (1) 生活ノートの点検(毎日)や「i-check」(2回)、「生徒の悩み・いじめ調査」(10回)、保護者アンケート(適宜)を継続的に行い、生徒の出すサインを見逃さないようにする。また生徒全員との面談の時間を計画的に確保し、情報収集に努める。
- (2) 学校のあらゆる教育活動や道徳教育の中で、人を思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努め、「いじめは人間として絶対許されない行為」との認識に立って指導を行う。また、教職員自身の言動でいじめを助長することのないように留意する。
- (3) 授業における生徒指導の機能を充実させ、自己決定の場の設定や一人一人の発言を受容する励ます言葉がけで生徒の自己肯定感を高める。また、「いのちの教育」の充実を図り、生徒が互いを尊重し合い、共に学ぶ温かい学習集団を育てる。
- (4) 生徒会活動や学級活動を通して、生徒が主体的にいじめ問題と向き合い、解決できる力を育てる。
- (5) いじめの加害者も被害者であるという視点で、加害者側への指導にも力を入れる。家族関係の悩み、部活動や習い事でのストレス、幼少期の虐待等、いじめの背景を探るアセスメント、それに対する支援策の提供を行う。

生徒の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と生徒、
生徒相互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくる
ことに努める。